

**生活交通改善事業計画**  
**(バリアフリー化設備等整備事業)**

目 次

- 1 生活交通改善事業計画  
（バリアフリー化設備等整備事業－ノンステップバス） …………… 1
  
- 2 生活交通改善事業計画  
（バリアフリー化設備等整備事業－福祉タクシー） …………… 5

第19回 藤沢市地域公共交通会議

2019年7月2日（火）

藤 沢 市

1. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－ノンステップバス）

1-1. 趣旨説明

本件につきましては、ノンステップバス車両導入補助に関する予算が、国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

「改善計画」の提出により交通事業者は、ノンステップバス車両の導入にあたって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金の獲得が可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

1-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
・ノンステップバスの導入（大型（車長9m以上）	8台）：神奈川中央交通（株）
・ノンステップバスの導入（大型（車長9m以上）	9台）：江ノ島電鉄（株）

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和元年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
大型ノンステップバス導入 補助 (サバイバル 対応)	386,274 千円	23,800 千円	千円	千円	362,474 千円
	100%	6.2%	%	%	93.8%

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-ノンステップバス）

令和元年7月2日

(名称) 藤沢市地域公共交通会議  
(代表者名) 会長 氏 名 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
令和元年度 ノンステップバス導入促進計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
高齢者、障がい者をはじめ、車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー使用者等の段差の移動を負担に感じる全てのバス利用者に対して、誰もが安全に利用しやすいノンステップバスを導入し、公共交通のバリアフリー化を図ることで、公共交通の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を増やすことを目的とする。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
(1) 事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』に基づき、藤沢市においても令和2年度(平成32年度)末までに「市内のノンステップバス導入率70%以上」の実現を目指す。目標実現に向けては、バス事業者の車両更新時にノンステップバスを積極的に導入するよう市内のバス事業者に促していく必要がある。
(2) 事業の効果
ノンステップバス車両を導入し、高齢者や障がい者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
(1) 事業の内容：(補助対象事業者)
【内容】 ノンステップバスの導入 【藤沢市合計】 大型(車長9m以上) 17台 【業者別内訳】 神奈川中央交通(株)：大型8台、江ノ島電鉄(株)：大型9台
実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について 神奈川中央交通(株)、江ノ島電鉄(株)ともに 身体、知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃3割 精神：設定なし
(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)
〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域における車いす対応車両(ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス)等の導入台数。(令和2年3月31日見込み) ・ノンステップバス：121台、ワンステップバス：94台、リフト付きバス：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：215台

## 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和元年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
大型ノンステップバス 導入補助 (サバイバル 対応)	386,274 千円	23,800 千円	千円	千円	362,474 千円
	100%	6.2%	%	%	93.8%

※総事業費については見込み額を記載

## 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和元年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
大型ノンステップ バスの導入	交付決定後着手予定 				

## 7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年4月25日（第1回）藤沢市地域公共交通会議設立
- ・令和元年7月1日 神奈川中央交通（株）と江ノ島電鉄（株）の車両の導入方針及び令和元年度の導入計画について合意。
- ・（第19回交通会議の結果を記載予定）

## 8. 利用者等の意見の反映

（第19回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定）

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・神奈川県県土整備局 都市部交通企画課
関係市区町村	・藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会</li> <li>・神奈川中央交通株式会社</li> <li>・江ノ島電鉄株式会社</li> <li>・藤沢警察署</li> <li>・藤沢北警察署</li> </ul>
一般旅客事業者の組織する団体	・神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所</li> <li>・藤沢市 道路河川部</li> </ul>

その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民</li> <li>・ 東洋大学教授</li> <li>・ 特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織）</li> <li>・ おでかけ六会協議会（市民組織）</li> </ul>
----------------	--

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県藤沢市朝日町 1 - 1

(所 属) 藤沢市 計画建築部 都市計画課

(氏 名) 由川 響

(電 話) 0 4 6 6 - 5 0 - 3 5 3 7

(e-mail) [fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp)

2. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－福祉タクシー）

2-1. 趣旨説明

本件につきましては、福祉タクシー車両、ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー車両」という。）導入補助に関する補正予算が、国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

「改善計画」の提出により交通事業者は、福祉タクシー、UDタクシーの導入にあたって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金の獲得が可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

2-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
福祉タクシー車両（スロープ車）	・（株）湘和タクシーFiT：1台
UDタクシー車両	・相愛交通（株）：2台 ・辻堂交通（株）：1台 ・フジ交通（株）：1台 ・藤沢タクシー（株）：1台 ・（株）ミナミ商会：1台

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和元年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー車両（スロープ車）導入	3,600 千円	600 千円	千円	150 千円	2,850 千円
	100%	16.6%	%	4.2%	79.2%
UDタクシー車両導入	18,545 千円	3,600 千円	千円	千円	14,945 千円
	100%	19.4%	%	%	80.6%
合 計	22,145 千円	4,200 千円	千円	150 千円	17,795 千円
	100%	18.9%	%	0.7%	80.4%
※総事業費については見込み額を記載					

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー）

令和元年7月2日

(名称) 藤沢市地域公共交通会議  
(代表者名) 会長 氏 名 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
令和元年度 福祉タクシー車両導入促進計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
藤沢市では、今後も超高齢化社会への進展が進む中、道路や駅などのバリアフリー化と併せて、公共交通の車両のバリアフリー化を進め、バリアフリー化が交通環境全般にわたることが重要であると考えている。このため、福祉タクシー車両の導入を促進し、自立した移動の機会を増やすことを目的とする。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
(1) 事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』により、国では令和2年度（平成32年度）末までに約4万4千台の福祉タクシー車両の導入を目指している。藤沢市としては補助制度を創設して福祉タクシー車両の導入促進を図る。
(2) 事業の効果
効果は、車椅子で直接乗車でき、高齢者等が乗降しやすい福祉タクシー車両が増加することで、障がい者や高齢者、従来のタクシー車両では外出が難しかった方などの外出機会が増えることを期待する。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】 ・福祉タクシー車両（スロープ車）の導入（1台） ・ユニバーサルデザインタクシー車両（以下「UDタクシー車両」という）の導入（6台） 【業者別内訳】 ・福祉タクシー車両（スロープ車） （株）湘和タクシーFiT：1台 ・UDタクシー車両 相愛交通（株）：2台、辻堂交通（株）：1台、フジ交通（株）：1台、藤沢タクシー（株）：1台、（株）ミナミ商会：1台
実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について
・（株）湘和タクシーFiT : 身体・知的・精神 各1割引
・相愛交通（株） : 身体・知的・精神 各1割引
・辻堂交通（株） : 身体・知的・精神 各1割引
・フジ交通（株） : 身体・知的・精神 各1割引
・藤沢タクシー（株） : 身体・知的・精神 各1割引
・（株）ミナミ商会 : 身体・知的・精神 各1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

●一般タクシーの代替でUDタクシーを導入する事業

この事業は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条2項に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両として標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の認定を受けた車両を導入する。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和元年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 車両（スロ ープ車）導入	3,600 千円	600 千円	千円	150 千円	2,850 千円
	100%	16.6%	%	4.2%	79.2%
UDタクシ ー車両導入	18,545 千円	3,600 千円	千円	千円	14,945 千円
	100%	19.4%	%	%	80.6%
合 計	22,145 千円	4,200 千円	千円	150 千円	17,795 千円
	100%	18.9%	%	0.7%	80.4%

※総事業費については見込み額を記載

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和元年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
福祉タクシー車 両（スロ ープ 車）・UDタクシ ー車両導入促進 計画	<p style="text-align: center;">交付決定後着手予定</p> <p style="text-align: center;">●—————●</p> <p style="text-align: right;">3月31日完了予定</p>				

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年 4月25日（第1回）藤沢市地域公共交通会議設立
- ・令和元年6月28日 （株）湘和タクシーFiT、相愛交通（株）、辻堂交通（株）、フジ交通（株）、藤沢タクシー（株）、（株）ミナミ商会の車両の導入方針及び令和元年度の導入計画について合意。

・（第19回交通会議の結果を記載予定）

## 8. 利用者等の意見の反映

(第19回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定)

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・神奈川県県土整備局 都市部交通企画課
関係市区町村	・藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	・一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 ・神奈川中央交通株式会社 ・江ノ島電鉄株式会社 ・藤沢警察署 ・藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	・神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	・市民 ・東洋大学教授 ・特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織） ・おでかけ六会協議会（市民組織）

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県藤沢市朝日町1-1

(所 属) 藤沢市 計画建築部 都市計画課

(氏 名) 由川 響

(電 話) 0466-50-3537

(e-mail) fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp